

各位

一般社団法人 電気学会

マイナンバー制度の施行に伴い、平成 28 年 1 月 1 日から源泉所得税徴収の対象となる支払いについて税務署等への報告が必要な場合は、電気学会が税務署等に提出する書類にマイナンバーを記載する必要があります。

マイナンバー記載の対象となる方に対しては、後日、電気学会特定個人情報管理委員会から、「郵送」によるマイナンバーの提供依頼をいたしますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます（マイナンバーの提供依頼があるまでは何ら対応いただくことはございません）。

なお、本会では電子メールでのマイナンバー収集は一切行いません。マイナンバー提供依頼の有無に係わらず、以下記載の問い合わせ先にマイナンバーを電子メールで絶対に送信なさらぬよう、重ねてお願い申し上げます。

(本件問い合わせ先)

一般社団法人電気学会 特定個人情報管理委員会（総務課内）

e-mail : mynumber@iee.or.jp

TEL : 03-3221-7312

以上

-
- ・ 依頼対象：電気学会から個人宛てにお支払した講師謝礼等の報酬・料金等が 5 万円以上または、委員手当等の給与所得が 30 万円以上（いずれも年累計）の方
 - ・ 依頼期日：当該年 12 月頃まで
 - ・ 依頼方法：領収書にご記載頂いた住所宛てに依頼書を郵送（返信用レターパック専用封筒同封）

各位

一般社団法人 電気学会

マイナンバー制度の施行に伴い、平成 28 年 1 月 1 日から源泉所得税徴収の対象となる支払いについて税務署等への報告が必要な場合は、電気学会が税務署等に提出する書類にマイナンバーを記載する必要があります。

マイナンバー記載の対象となる方に対しては、後日、電気学会特定個人情報管理委員会から、「郵送」によるマイナンバーの提供依頼をいたしますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます（マイナンバーの提供依頼があるまでは何ら対応いただくことはございません）。

なお、本会では電子メールでのマイナンバー収集は一切行いません。マイナンバー提供依頼の有無に係わらず、以下記載の問い合わせ先にマイナンバーを電子メールで絶対に送信なさらぬよう、重ねてお願い申し上げます。

(本件問い合わせ先)

一般社団法人電気学会 特定個人情報管理委員会（総務課内）

e-mail : mynumber@iee.or.jp

TEL : 03-3221-7312

以上

-
- ・ 依頼対象：電気学会から個人宛てにお支払した講師謝礼等の報酬・料金等が 5 万円以上または、委員手当等の給与所得が 30 万円以上（いずれも年累計）の方
 - ・ 依頼期日：当該年 12 月頃まで
 - ・ 依頼方法：領収書にご記載頂いた住所宛てに依頼書を郵送（返信用レターパック専用封筒同封）